

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第183号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年3月25日 09時30分ごろ	
発生場所	愛媛県東予港西条地区 西条港導灯（前灯）から真方位330° 1,400m付近（概位 北緯33° 56.4′ 東経133° 10.0′）	
事故等調査の経過	平成21年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第七明豊丸、80トン 135292、有限会社城下商事 B バージ 第五明豊丸、長さ65m幅18m なし、有限会社城下商事	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 右舷船首部船底に擦過傷、パウスラスターの欠損及び曲損	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、土砂約1,000m ³ を積載したB船を押し、船首約2.8m、船尾約3.4mの喫水で、東予港西条地区西防波堤に着岸作業中、平成21年3月25日09時30分ごろ、B船が浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3 海象：潮汐 上げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長は、東予港西条地区において着岸作業を行う際、海図により着岸予定の西防波堤付近の水深の確認を行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押し、東予港西条地区において西防波堤に着岸作業中、海図により水深の確認を行っていなかったため、B船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	